

情 個 審 第 2 6 号

令和4年10月20日

茨城県教育委員会
教育長 森作 宜民 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会
委員長 古屋 等

行政文書不開示決定等に対する審査請求について（答申）

令和4年7月8日付け保体諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定高等学校において、特定期間に産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果」
不開示決定（不存在）及び開示決定（文書の特定）に係る審査請求事案

（情報公開諮問第198号）

（情報公開答申第169号）

第1 審査会の結論

実施機関が令和3年11月29日付け竜一指令第8号により行った不開示決定及び令和3年12月1日付け勝田指令第14号により行った開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

令和3年11月18日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり行政文書の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。

「水戸第三高等学校、日立第一高等学校、日立第二高等学校、太田第一高等学校、水戸農業高等学校、勝田高等学校、鹿島高等学校、東海高等学校、竜ヶ崎第一高等学校、古河第一高等学校及び筑波高等学校において、令和3年4月1日から令和3年9月3日までの間に、労働安全衛生法に基づいて、いわゆる産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料（健康管理医執務記録簿等の資料）」

2 実施機関の決定及び通知

- (1) 実施機関は、本件開示請求について、本件対象期間の健康管理医執務記録簿を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、水戸第三高等学校については令和3年11月19日付け水三指令第2号により、日立第一高等学校については同月26日付け日一指令第3号により、日立第二高等学校については同月29日付け日二指令第2号により、太田第一高等学校については同年12月1日付け太一指令第6号により、水戸農業高等学校については同月3日付け水農指令第7号により、鹿島高等学校については同年11月29日付け鹿島指令第3号により、古河第一高等学校については同日付け古一指令第8号により開示決定を行い、それぞれ審査請求人に通知した。
- (2) 実施機関は、竜ヶ崎第一高等学校に係る令和3年4月1日から令和3年9月3日までの間（以下「本件対象期間」という。）に労働安全衛生法（昭和47年法律57号。以下「法」という。）に基づき産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料（健康管理医執務記録簿等の資料）については、健康管理医の業務多忙や健康管理医及び教職員・生徒双方の新型コロナウイルス感染症予防の観点から、本件対象期間に健康管

理医による校内巡視は行っていないため、開示できる資料が存在しないとして、不開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、令和3年11月29日付け竜一指令第8号により、審査請求人に通知した。

(3) また、実施機関は、勝田高等学校については、令和3年6月18日に実施された巡視に関する健康管理医執務記録簿を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、不開示決定（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）を行い、令和3年12月1日付け勝田指令第14号により、審査請求人に通知した。

(4) さらに、実施機関は、東海高等学校については令和3年11月26日付け東海指令第2号により、筑波高等学校については同月24日付け筑波指令第2号により、いずれも常時使用する労働者が50人以下の学校であり、産業医を選任すべき事業場ではないため資料は不存在であるとして、不開示決定を行い、それぞれ審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和4年1月10日、審査請求人は、本件処分1及び本件処分2の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由等

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件各処分の不合理性について

法第13条第1項により、「事業者は、（中略）医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない」とされている。労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）で定められた定期的な産業医の巡視を行わせる措置義務は、実施機関に課されているものであり、その履行がなされていない状態にある。規則第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度は、「毎月一回以上（中略）少なくとも二月に一回」とされている。本件対象期間に、満5月が経過しているため、少なくとも2月に1回の頻度で履行されているならば、この期間に2件以上の巡視結果に係る資料があつてしかるべきである。

審査請求人は、令和3年10月27日付け水一指令第8号において、「水戸第一高等学校において、直近で、労働安全衛生法に基づいて、いわゆる産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」として「健康管理医執務記録簿」1件の開示を受けた。令和3年9月30日に産業医が作業場等の巡視を行った記録として残されていた。

実施機関の健康管理医執務記録簿は、産業医が1日の来校につき1件の当該記録簿を作成するとするならば、やはり、本件対象期間に、2件の当該記録簿が特定されてしかるべきである。

しかし、勝田高等学校については、本件対象期間中1件の資料しか特定されていない。そして、竜ヶ崎第一高等学校については、文書不存在として応答を受けている。

よって、本件各処分については、勝田高等学校及び竜ヶ崎第一高等学校に係る文書の特定が不十分であり、更なる文書があると予想することが合理的である。

法及び規則において、産業医の作業場等の巡視を実施する措置義務が実施機関にあるが、本件対象期間に適正な頻度で行われていないことは不合理である旨を主張する。

この点に関し、審査請求人は、茨城県人事委員会から令和3年12月1日付け茨人委指令第21号行政文書不開示決定通知書を受領した。茨城県人事委員会においても、法令で定められた頻度より緩やかな頻度で産業医による作業場等の巡視が行われることは許容されていない。

したがって、竜ヶ崎第一高等学校及び勝田高等学校においても、必ず定期的に産業医による作業場等の巡視は行われているはずであるから、更に文書が存在するはずである。

よって、本件各処分の行政処分について取り消すとの裁決を求め、不服申立て及び審査請求等を行うものである。

(2) その他の主張について

本件各処分は法に違反している状態であり、不合理であるから、文書の探索、原因究明及び実態調査を求める。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件各処分の妥当性について

産業医の巡視については、規則第15条の規定に基づき、少なくとも毎月1回行うことが求められているところ、仮に産業医が巡視を行っていた場合には、行政文書として、健康管理医執務記録簿が特定されるものと考えられ

る。

- (1) しかし、本件処分1については、竜ヶ崎第一高等学校において、産業医の業務多忙並びに産業医及び教職員・生徒双方の新型コロナウイルス感染症予防の観点から、本件対象期間に産業医による作業場等の巡視を行っておらず、産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料は、作成していないため、本件開示請求に係る行政文書は、存在しない。

したがって、当該資料の不存在を理由とする本件処分1は、妥当である。

- (2) また、本件処分2については、勝田高等学校において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に伴い、産業医が巡視を行ったのは、令和3年6月18日の1回のみであるため、本件対象期間において、同日以外に産業医が行った作業場等の巡視状況又は結果が分かる資料は、作成していないため、本件開示請求に係る行政文書は、1件しか存在しない。

なお、本件審査請求があったことを受けて、改めて、本件処分2において特定した行政文書以外に、本件開示請求に係る文書を保有していないかどうか、文書の探索を行ったが、本件開示請求に係る行政文書の存在を確認できなかった。

したがって、当該資料が1件しか存在しないとする本件処分2は、妥当である。

2 結論

以上のとおり、本件各処分は、条例の規定に基づき適正に行ったものであるから、本件審査請求については、棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件各処分に係る行政文書について

- (1) 本件処分1に係る行政文書について

本件処分1に係る行政文書は、竜ヶ崎第一高等学校において、産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる文書であると認められる。

- (2) 本件処分2に係る行政文書について

本件処分2に係る行政文書は、勝田高等学校において、健康管理医が巡視した状況等が記載されている健康管理医執務記録簿であると認められる。

2 本件各処分の妥当性について

(1) 本件処分1の妥当性について

実施機関は、産業医の巡視については、規則第15条第1項の規定に基づき、少なくとも毎月1回行うことが求められているところ、竜ヶ崎第一高等学校においては、産業医の業務多忙並びに産業医及び教職員・生徒双方の新型コロナウイルス感染症予防の観点から、本件対象期間に産業医による作業場等の巡視は行っておらず、産業医が行った作業場等の巡視又は結果が分かる資料は作成していないことから、本件開示請求に係る行政文書は存在しないとして、本件処分1を行っている。

これに対し、審査請求人は、本件対象期間に、産業医による作業場等の巡視は行われているはずであるのに、本件処分1に係る行政文書は存在しないとした実施機関の理由は、法に違反している状態で、不合理であると主張している。

しかし、本件対象期間に産業医による作業場等の巡視を行っていないから本件処分1に係る行政文書を保有していないとする実施機関の主張に、特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情は認められない。

したがって、当審査会は、本件処分1に係る行政文書について、これを保有していないとして不開示とした本件処分1は、妥当であると判断する。

(2) 本件処分2の妥当性について

実施機関は、産業医の巡視については、規則第15条第1項の規定に基づき、少なくとも毎月1回行うことが求められているところ、勝田高等学校においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に伴い、本件対象期間に産業医が巡視を行ったのは令和3年6月18日の1回のみであり、産業医が巡視した状況等が記載されている健康管理医執務記録簿を本件開示請求に係る行政文書として特定しているが、それ以外に作業場等の巡視状況又は結果が分かる資料は作成していないことから、本件開示請求に係る行政文書は1件しか存在しないとして、本件処分2を行っている。

これに対し、審査請求人は、規則第15条第1項において産業医の作業場等の巡視の頻度は「毎月一回以上（中略）少なくとも二月に一回」とされていることから、本件対象期間に、産業医による作業場等の巡視は少なくとも2回行われているはずであるのに、本件開示請求に係る行政文書が1件しか存在しないのは法に違反している状態で、特定が不十分であると主張している。

しかし、本件対象期間に実施した産業医による作業場等の巡視は1回のみであり、本件処分2に係る行政文書は、その際の健康管理医執務記録簿の1件であるとの実施機関の主張に、特段不自然・不合理な点は認められ

ず、これを覆すに足りる事情は認められない。

したがって、当審査会は、本件処分2は妥当であると判断する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記第3の2の(2)のとおり、文書の探索、原因究明及び実態調査を求めている。

竜ヶ崎第一高等学校における文書の探索については、事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件審査請求を受けて改めて開示請求に係る行政文書を保有していないか探索を行ったが当該行政文書の存在は確認できなかったとの説明があり、また、勝田高等学校における文書の探索については、上記第4の1の(2)のとおり、本件審査請求を受けて改めて探索を行ったが本件処分2により特定した行政文書のほかに当該行政文書の存在を確認することができなかったと主張しているところ、これらの実施機関の説明及び主張に不自然・不合理な点は認められない。

さらに、原因究明及び実態調査については、本件対象期間に産業医が法第13条第1項及び規則第15条第1項の規定のとおり作業場等の巡視を行わなかったことについては、当審査会に原因究明を行う権限がなく、上記第5の2で述べたとおり、本件各処分について実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められないから、実態調査を実施する必要も認められない。

したがって、審査請求人のその他の主張は、本件各処分に係る行政文書の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
令和4年	7月	8日	諮問	受理
令和4年	8月	31日	審査	(令和4年度第5回審査会第一部会)
令和4年	9月	21日	審査	(令和4年度第6回審査会第一部会)